

令和7年4月任用
川崎市総合教育センター初任者研修相談員
(再任用代替会計年度任用職員)
募集要項

1 概要

(1) 募集人員 1名程度

(2) 業務内容

川崎市総合教育センターカリキュラムセンターにおける次の業務に従事する・

- ア 初任者研修における相談に関すること。
- イ 初任者研修に伴う文書等の收受・整理・保管に関すること。
- ウ 初任者研修に伴う資料の作成等に関すること。
- エ 川崎市総合教育センターカリキュラムセンターの業務に関すること。

(3) 勤務地

川崎市総合教育センターカリキュラムセンター
郵便番号 213-0001 川崎市高津区溝口 6-9-3
JR 南武線武蔵溝ノ口駅徒歩 18 分
東急田園都市線二子新地駅徒歩 8 分

2 任用条件について

(1) 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 試用期間

原則として1か月

(3) 勤務日

月曜日から金曜日までのうち週4日

(4) 勤務時間

午前9時00分から午後4時30分まで

(5) 休憩時間

正午から午後1時まで

(6) 所定外労働の有無

所定外労働は原則ありません。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合においては、所定外労働があります。

(7) 休日

勤務日以外の日。なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の勤務はありません。

(8) 報酬等

月額162,202円（予定）

地域手当を含みます。

川崎市での勤務経験により金額が加算されることがあります。

原則当月分を当月 21 日に支払

通勤費相当額 月額 55,000 円を上限とした認定額

時間外勤務手当 所定の勤務時間を超えて勤務した場合、当月超過勤務分を翌月 21 日に支払

上記のほか、期末手当・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(9) 保険の適用

健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険及び労働者災害補償保険の適用有り。

(10) その他

有給休暇あり。

3 応募について

(1) 応募要件

令和 7 年 4 月 1 日時点においてア～イのいずれかの要件を満たすこと。

ア 教員免許を取得しているもの

イ 川崎市又は他の自治体において、正規教員として 1 年以上の勤務経験を有するもの

※ただし、地方公務員法第 16 条により、次に該当する人は受験できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2) 申込方法

次の書類を同封の上、担当宛に簡易書留にて郵送

ア 履歴書 1 通

イ 教員免許状のコピー 1 通

ウ 職歴証明書 1 通

エ 返信用封筒（長形 3 号）1 通（住所氏名を記入し、110 円切手を貼付すること）

※提出された書類は返却しません。

※記載された個人情報、採用選考及び採用に関わる業務のみ使用します。

※職歴がある場合は、職務内容が分かるように履歴書に記載するか、別紙により作成してください。

※教員免許状のコピー 又は、職歴証明書（任意様式）はいずれか 1 通

※職歴証明書は任意の様式で構いません。任表示の自治体等で 3(1)の応募要件を満たすことが証明されていれば問題ありません。応募までに証明が間に合わない場合は、問い合わせ先までご相談ください。

(3) 送付先

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センターカリキュラムセンター初任者研修相談員採用担当 宛て

(4) 応募期間

令和7年3月6日(木)から令和7年3月19日(水)まで

4 選考について

(1) 選考日時・選考会場

履歴書による書類選考及び面接選考(面接日については、別途連絡いたします。)

※公共交通機関をご利用ください。

JR南武線 武蔵溝ノ口駅より徒歩18分・東急田園都市線 二子新地駅より徒歩8分

※川崎市総合教育センターへのアクセスはHPをご覧ください。

<https://kawasaki-edu.jp>

(2) 選考結果

選考結果は、郵送にて通知します。

5 問合せ先

川崎市総合教育センターカリキュラムセンター

電話 044-844-3720

受付時間 9時00分～17時00分

※試験内容に関する問合せには答えられませんので、御了承ください。

※採用及び不採用の理由に係る問合せについては、理由を問わずお答えできませんのであらかじめ御了承ください。

※本事業は、令和7年度の予算の執行を伴いますので、川崎市議会定例会における、本事業に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。